平成27年 第8回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成27年4月3日(金)
 - 開会 午後4時00分 閉会 午後5時25分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説 明 者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 梅田利也、総括指導主事 松本明彦、 教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、 子ども未来課長 吉岡正俊、社会教育課長 土出政信、 文化財保護課長 吉田 誠
- 6 書 記 教育総務課庶務係長 田村真知子
- 7 議 事
- (1) 議案第46号 京丹後市奨学金条例施行規則の一部改正について
- (2) 議案第47号 京丹後市社会教育関係団体補助金交付要綱の制定について
- (3) 議案第48号 児童合唱団補助金交付要綱の制定について
- (4) 議案第49号 京丹後市文化協会運営補助金交付要綱の制定について
- (5) 議案第50号 公益財団法人京都府丹後文化事業団運営補助金交付要綱の制定について
- (6) 議案第51号 小町ろまん短歌大会開催事業補助金交付要綱の制定について
- (7) 議案第52号 京丹後市体育協会運営補助金交付要綱の制定について
- (8) 議案第53号 京丹後市スポーツ少年団補助金交付要綱の制定について
- (9) 議案第54号 京丹後市総合型地域スポーツクラブ活動補助金交付要綱の一部改正について

【追加議案 議案第55号】

- (10) 議案第55号 北前船フォーラムin舞鶴の開催に係る後援について
- (11) 報告第1号 社会教育主事の任命について
- (12) 報告第2号 京丹後市立学校評議員の委嘱について
- (13) 報告第3号 京丹後市スクールガード・リーダーの委嘱について【追加議案 報告第4号・報告第5号】
- (14) 報告第4号 京丹後市立学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- (15) 報告第5号 京丹後市立幼稚園・保育所内科医、歯科医、薬剤師の委嘱について

- 8 そ の 他 諸報告
- 9 会議録 別添のとおり(全23頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署 名する。

平成27年5月25日

委員長 小松慶三

署名委員 野木三司

〔招集者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三

[被招集者] 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘

〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 梅田利也、総括指導主事 松本明彦、

教育総務課長 中村和幸、学校教育課長 横島勝則、

子ども未来課長 吉岡正俊、社会教育課長 土出政信、

文化財保護課長 吉田 誠

〔書 記〕 教育総務課庶務係長 田村真知子

〈小松委員長〉

ただ今から「平成27年 第8回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

3月14日、そして3月24日に橘中学校と網野中学校の閉校式への出席ご苦労様でございました。また、3月26日は弥栄のこども園の竣工式もご苦労様でございました。子どもたちも、木の優しい感じの中で楽しそうにしており、本当に嬉しく思っております。3月議会も終了致しまして、新年度が始まりました。しっかりと心を引き締め迎えていきたいと思っております。どうかよろしくお願い致します。

次に米田教育長から、第5回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心に、教育 長報告をお願い致します。

〈米田教育長〉

平成27年度がスタートしました。教育委員会も中村子ども未来課長の退職、宇野主任の退職と学校への復帰の異動をはじめ、多くの異動があり、事務局も先ほどご紹介したスタッフで、新体制のスタートをきりました。

教育委員会事務局は昨年度59名から2名減の57名となりました。人数減は大変厳しいですが、保育所、幼稚園も含め、教育委員会全体で正職員213名、嘱託等職員22名、合計235名の職員とそれに臨時職員、皆が力を合わせると凄いものになると思っています。

御存知のように、私ども、学校再編・小中一貫教育と大変大きな課題、大きなプロジェクトに取り組んでいる最中であると同時に、昨年度は3町域に子ども園が竣工しましたが、子ども・子育て新制度の対応も含め、幼稚園・保育所・小中学校の教育の流れが大きく変化をしている最中であります。

保育・教育が大きく改革されようとしている最中であるだけに、多くの方々に関心をもっていただいていることは、議会の一般質問の内容からも理解できます。

厳しい仕事ではありますが、多くの注目を浴びながら、丹後全体を動かすというやりがいのある仕事であるということに自信を持って、事務局職員、幼稚園・保育所・小中学校や関係機関としっかりと連携し取組んでいこうと一昨日の辞令交付式で職員に訓示をしたところです。

本年度も、委員の皆さんの厳しい、積極的なご意見を頂きますようお願いします。簡単 にこの1ヶ月の動静を説明します。

【動静表を朗読、説明】

〈小松委員長〉

ただいまの教育長報告について、ご質問等ありましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈小松委員長〉

次に会議録の承認を行います。第4回の署名委員は森委員、第5回の署名委員は野木委員、第6回の署名委員は文珠委員、第7回の署名委員は森委員です。会議録については、 お手元に送付しております。原案のとおり承認してよろしいですか。

〈全委員〉

了承。

〈小松委員長〉

原案どおり承認致します。

〈小松委員長〉

本日の会議録署名委員の指名を致します。

野木委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈小松委員長〉

議案第46号「京丹後市奨学金条例施行規則の一部改正について」を議題とします。 米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきまして教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第46号「京丹後市奨学金条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

市では、高等学校や大学等への修学を奨励するため、勉学意欲が認められ、経済的理由により修学が困難で学校に在学するものに対し、奨学金を給付することができるよう京丹後市奨学金条例を定め、この条例の施行に関しては条例施行規則を定めています。 新旧対照表をご覧ください。

規則第3条では、条例で規定する経済的理由により修学が困難な者の所得制限を規定していますが、基準として参酌している京都府高等学校等修学資金貸与実施要綱の取り扱いが見直しされましたので、その見直しに準じ改正するものです。

改正前は、「申請者と生計を一にする者の1年間の所得の合計額」としていましたが、「生計維持者の市民税の所得割額」に改正します。今回の改正に伴い、試算もしてみましたが、全体としては該当者数は概ね変わらないと考えていますが、算定根拠が変わりますので、一部の人に扶養の数によっては、26年度は該当したが27年度に該当しないものが出る可能性があります。そのため、その場合は改正前の規定を適用し、27年度は該当させる旨の経過措置を附則で設けることとします。

また、第6条第2項で高校生は在学中、奨学金の給付を受けた次年度以降の申請は省略 していましたが、毎年度、勉学に対する思いを確認するため、省略の規定を削ることとし ます。

様式については、第1号中に公募の閲覧の同意のほか、必要な文言整理をしています。 なお、施行期日は、承認いただきましたら本日告示を行うため、平成27年4月3日とします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第46号をご説明いただきました。 ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈文珠委員〉

附則の第2項の文例の中で「当該者が改正後の第3条第2号に規定する者に該当しないこととなったときは」とありますが、第3条の第2号とはどの部分になるのか教えてください。

〈吉岡教育次長〉

ご指摘いただきました第3条第2号の「第2号」が誤りですので、ロ頭で申し訳ないですが「当該者が改正後の第3条に規定する者に該当しないこと」に訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〈小松委員長〉

訂正をお願いします。他ご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第46号「京丹後市奨学金条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

続きまして、議案第47号「京丹後市社会教育関係団体補助金交付要綱の制定について」 を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第47号「京丹後市社会教育関係団体補助金交付要綱の制定について」説明をさせていただきます。

以下8つの議案については、市が行政改革を進める中で、補助金の交付を行う際には要綱等を定め、その交付の根拠を明確にすることとしたため、従来、予算措置のみによって 交付を行っていた補助金について、交付要綱を制定するものです。

まず、社会教育関係団体補助金ですが、社会教育法第10条で規定する団体に対する補助金交付要綱です。

この要綱では、京丹後市青少年健全育成会、京丹後市PTA協議会、京丹後市連合婦人会への補助金について規定します。

要綱の内容について、説明させていただきます。

第1条では趣旨、第2条では補助対象団体、第3条では補助金額等を定めていますが、 別表において、団体ごとに対象経費、補助金の額を規定しています。補助金の額は、従来 から交付しているものを変更しておらず、27年度予算もこの要綱の内容に基づくものと なっています。

附則で、承認いただきましたら本日告示を行い、27年度の補助金から適用することとしています。また、第2項で要綱の期限を設けていますが、これについては、行政改革の中で、5年経過後、補助金の有効性について検討し、継続するかどうかの判断を行なうこととしているためによるものです。

なお、今回の議案提案に先立ち、社会教育法第13条に基づき、社会教育委員会議で意 見聴取させていただいていますことを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第47号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈野木委員〉

こういった補助金支援活動をするほとんどの団体に言えることですが、活動で補助金を 使ったあとの結果報告をあげてもらうような事例はあるのですか。

〈吉岡教育次長〉

補助金を交付する原則としまして、まず年度初めに補助金の交付申請をいただき、その 事業が適当かということを判断させていただいて、補助金の交付の決定をさせていただい ています。それを受けてから事業をしていただくことになりますが、事業の終わった段階 ですべて実績報告をいただき、その実績報告を確認し、適当であるという判断ができた場 合のみ補助金を交付するということを決定させていただいて、それ以後に交付するという 形をとらせていただいています。ですから、質問にありましたように実績報告はすべてい ただいたうえで補助金を交付するという形になります。

〈野木委員〉

わかりました。

〈小松委員長〉

他にご意見ありませんか。

〈文珠委員〉

まず、第47号における補助金交付要綱の制定ですが、以降の議案も関係しているということですが、市の行政改革によってこういった要綱を設けられたということをお聞きしました。その背景をご説明いただきたい。二点目に、社会教育関係団体、これは社会教育法の第10条に規定する団体ということが載っていますが、そういった団体はこの3つだけなのか他にも存在するのかということをお尋ね致します。

〈吉岡教育次長〉

まず一点目の補助金交付要綱制定の背景ですが、先ほど少し申し上げましたように、本来でしたら補助金交付要綱を設けたうえで補助金の制度を使うのが正しいやり方ですが、 予算上だけで補助金を交付していたものも現実としてたくさんあります。それは教育委員会だけではなく市全体のことです。

補助金を交付する場合、なぜ補助金交付要綱を制定しなければならないのか。それによって公に明確にすると、こういう形で補助金を交付して、目的もこういうものであって、ということを明確にしたうえで補助金を交付するということになっていますので、要綱等を制定しなければならないのが本来の事務の手続きだということです。今までできていなかったものをすべて今回要綱を定めるという形でたくさん制定をさせていただくこととしています。

〈土出社会教育課長〉

二点目の社会教育関係団体についてですが、現在補助金を交付している団体につきましては国の要綱に定めていますものは、この3団体です。ただ、社会教育関係団体といいますのは基本的に社会教育を具体的に実践し、活動の中に生かしていくということが定義になります。たとえば青年団は青年教育を具体的に実施していく団体ということであります。

現在本市の中で社会教育を具体的に実施していく団体というのが全部でこの3団体ですので、この3団体につきましても補助金を引き続き交付をさせていただきたいと思ってい

ます。

今後、社会教育関係団体として、活動が社会教育上必要な団体として認められる場合は 社会教育委員会議のご意見をいただきながら、補助金を交付することが適当かどうかの判 断はさせていただきたいと思います。

〈吉岡教育次長〉

今の関連も少しあるのですが、従来は、市に補助金をほしいということが団体からあった場合は市が独自で判断をしていたのですが、こういう要綱を定めていくことになりますと、社会教育委員会議で、こういう補助金を交付したいということを一度お伺いさせていただき、適当であれば教育委員会としてこの場に提案させていただいて、補助金を交付するという形を決めていきたいと思っています。市だけの判断で団体から申し込みがあったから補助金を交付するということではなく、その補助金の交付自体がよいものかどうかということを改めて協議をしていくという考え方を持っているということです。

〈文珠委員〉

そうなりますと、京丹後市社会教育関係団体補助金交付要綱第2条・補助対象団体に、京丹後市青少年健全育成会、京丹後市PTA協議会、京丹後市連合婦人会の3団体が揚げられていますが、今後の活動の中でそういう補助をしていくことが適正であるというような団体が出てきた場合はまた改正されるということですか。

〈吉岡教育次長〉

はい。そういうことです。

〈文珠委員〉

わかりました。

〈小松委員長〉

この予算は、現実の問題として十分その予算の中で消化できていることなのか、それ以上に活動があるのか、その点はどうでしょう。

〈吉岡教育次長〉

今年新しく交付要綱を作らせていただいたのですが、のちほど説明させていただくものも従来からの補助金を踏襲していますので、今回の要綱によって補助金が増えたということにはなっていません。予算の関係もありますので、反対に補助金の交付要綱があっても予算がつかなければ交付ができない場合もあります。ですからこの辺りが微妙なところになってきます。

ただ、今回の申請額ではなく、もっとたくさん補助金がほしいというようなことも今後 団体として考えられる場合がありますので、その時には予算もその要求をしなければなら ないし、この交付要綱自体も金額が明示してあるものについては改正をする必要が出てき ますので、その都度相談をさせていただくことになります。

市の内部だけで行っていた部分を、今回からはその手続きを経なければならないということになります。先ほどの行革の関係でいうと、広く市民に示しなさいということが確認

されているということです。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第47号「京丹後市社会教育関係団体補助金交付要綱の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

続きまして、議案第48号「児童合唱団補助金交付要綱の制定について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第48号「京丹後市児童合唱団補助金交付要綱の制定について」説明をさせていただきます。

前議案と同様の取組みを進める中、青少年の健全育成と豊かな情操を育むことを目的に、 児童生徒を対象に活動する合唱団に対し補助金を交付するため、交付要綱を制定するもの です。

要綱の内容について、説明させていただきます。

第1条では趣旨、第2条では児童合唱団の要件、第3条で補助対象事業、第4条で補助対象経費を定めています。第5条で補助金の額を定めていますが、補助対象経費の2分の1以内とし、1合唱団に対する補助金は20万円を上限とします。

26年度は、一律212,500円の補助金を交付していましたが、団員の人数、活動内容にも差異があるため、活動内容等により補助金を交付させていただくということに見直しをしております。

附則で、承認いただきましたら本日告示を行い、27年度の補助金から適用することと しています。また、前議案同様に期限を設け、社会教育委員会議で意見聴取を行っていま すことを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第48号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

補助金額について、26年度実績の「一律」を見直ししているとおっしゃいましたがそれについて詳しくお聞かせください。

〈吉岡教育次長〉

団体によって団員数が違いまして、活動事業費も全体としての事業費がある程度違います。多い団体では50万から70万ほどの事業費がありますし、少ないところは30万少ししかありませんが、今まで同じ金額で一律の補助金交付をしていたので、実際の事業費に合わせて2分の1の補助金を出すということに変えさせていただきたいと思っています。

〈小松委員長〉

特にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第48号「児童合唱団補助金交付要綱の制定について」 につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

続きまして、議案第49号「京丹後市文化協会運営補助金交付要綱の制定について」を 議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても教育次長の方から提案致します。

〈吉岡教育次長〉

議案第49号「京丹後市文化協会運営補助金交付要綱の制定について」説明をさせていただきます。

前議案と同様の取組みを進める中、市民の芸術・文化活動の普及と振興を図るために、 文化協会の積極的な事業の推進と円滑な運営を支援することを目的に、補助金を交付する ため、交付要綱を制定するものです。

要綱の内容について、説明させていただきます。

第1条で趣旨、第2条で補助対象事業、第3条で補助対象経費を定めています。第4条で補助金の額を定めていますが、補助対象経費の3分の2以内と職員の賃金等を加算した額とし、350万円を上限とします。

26年度予算、27年度予算とも、350万円の補助金を計上しています。

附則で、承認いただきましたら本日告示を行い、27年度の補助金から適用することとしています。また、前議案同様に社会教育委員会議で意見聴取を行っていますが、この交付要綱については、団体の性格上、継続しての補助金交付が必要であることから、要綱に期限を設けていないことを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第49号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈野木委員〉

第3条の3行目に使用料とありますが、文化協会は主に文化会館の施設を使うと思うのですが、それも含めて補助をされるということで、文化会館使用料は「無料」ということではないですね。例えば文化会館を借りたとして、その使用料の3分の1は文化協会が支払っているという意味で理解したらよいですか。

〈土出社会教育課長〉

文化協会の活動で文化会館を使用することはあります。その中でやはり文化会館の使用につきましても文化協会の方で支払いをしています。ですから使用にかかる経費の3分の1は文化協会で負担し、3分の2を補助対象経費としています。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第49号「京丹後市文化協会運営補助金交付要綱の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

続きまして、議案第50号「公益財団法人京都府丹後文化事業団運営補助金交付要綱の制定について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第50号「公益財団法人京都府丹後文化事業団運営費補助金交付要綱の制定につい

て」説明をさせていただきます。

前議案と同様の取組みを進める中、京都府丹後文化事業団の円滑な運営及び事業団が実施する芸術・文化の振興を図るための事業を支援し、丹後地域における豊かな文化の振興及び普及を図ることを目的に、補助金を交付するため、交付要綱を制定するものです。

要綱の内容について、説明させていただきます。

第1条で趣旨、第2条で補助対象経費を定めています。第3条で補助金の額を定めていますが、補助対象経費の3分の2以内とします。ただし、収入金額が補助対象経費の3分の1を超えるときは、補助対象経費から収入金額を控除した額とします。

附則で、承認いただきましたら本日告示を行い、27年度の補助金から適用することとしています。また、前議案同様に社会教育委員会議で意見聴取を行っていますが、この交付要綱については、団体の性格上、継続しての補助金交付が必要であることから、要綱に期限を設けていないことを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第50号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈吉岡教育次長〉

今回の説明では、交付要綱の中に金額が入っていないのですが、現在毎年同じ額を交付していまして、年間2,700万円補助金を交付しています。その年によって事業が変わる分がありますが2,700万を基本としています。

〈小松委員長〉

第3条の2項にあがっている「収入金額が補助対象経費の3分の1を超えるとき」とは、 全事業に対してですか、ひとつひとつの事業に対してですか。

〈吉岡教育次長〉

全事業です。

〈小松委員長〉

年間の総事業費に対してという意味ですか。

〈吉岡教育次長〉

補足しますが、平成26年度の事業費がだいたい4,500万です。例えばこのうち2,000万も収入があると、2,700万の補助金は出さないという、差し引きをさせていただくということです。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第50号「公益財団法人京都府丹後文化事業団運営補助金交付要綱の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

続きまして、議案第51号「小町ろまん短歌大会開催事業補助金交付要綱の制定について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第51号「京丹後市小町ろまん短歌大会開催事業補助金交付要綱の制定について」 説明をさせていただきます。

前議案と同様の取組みを進める中、市短歌会連絡協議会が実施する小町ろまん短歌大会の開催を支援し、小野小町の伝承を活かして、全国に本市の魅力を発信するとともに、市民が日本の伝統文学である短歌に親しむ機会を確保し、地域の文化力の向上を図ることを目的に、補助金を交付するため、交付要綱を制定するものです。

要綱の内容について、説明させていただきます。

第1条では趣旨、第2条では補助対象事業、第3条で補助対象経費を定めています。第4条で補助金の額を定めていますが、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を上限としています。ただし、収入金額が補助対象経費の2分の1を超えるときは、補助対象経費から収入額を控除した額とします。

26年度、27年度ともに50万円の補助金を予算計上しています。この事業については、数年前までは市が直接事業を実施していましたが、府の補助金を受けるためには団体が実施する必要がるため、短歌会連絡協議会が実施主体となり市は補助金を交付するとこととしています。

附則で、承認いただきましたら本日告示を行い、27年度の補助金から適用することと しています。また、前議案同様に期限を設け、社会教育委員会議で意見聴取を行っていま すことを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第51号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈森委員〉

「補助対象事業の実施に伴う収入金額」と謳ってありますが、収入があり得るのでしょ

うか。

〈吉岡教育次長〉

短歌の申込者から一人いくらかをご負担いただいています。ですから、応募がたくさんになると、その収入が増えるという形になります。

〈森委員〉

わかりました。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第51号「小町ろまん短歌大会開催事業補助金交付要綱の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

続きまして、議案第52号「京丹後市体育協会運営補助金交付要綱の制定について」を 議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第52号「京丹後市体育協会運営補助金交付要綱の制定について」説明をさせていただきます。

前議案と同様の取組みを進める中、本市の体育・スポーツの普及及び振興を通じて市民の、健全な心身の発達と体力の向上を図り、明るく、健やかで豊かな市民生活の構築のため活動している体育協会が実施する事業に対し、補助金を交付するため、交付要綱を制定するものです。

要綱の内容について、説明させていただきます。

第1条で趣旨、第2条で補助対象事業、第3条で補助対象経費を定めています。第4条で補助金の額を定めていますが、補助対象経費の10分の10以内と額とし、2,158万円を上限とします。

26年度予算、27年度予算とも、2,157万7千円の補助金を計上しています。内 訳としては、体育協会活動補助金1,572万7千円、府民総体派遣費補助金150万円、 市民総体補助金330万円、地域スポーツ振興事業として八丁浜ロードレースに対するも のが105万円となっています。

附則で、承認いただきましたら本日告示を行い、27年度の補助金から適用することとしています。また、スポーツ推進審議会で意見聴取を行っていますが、この交付要綱については、団体の性格上、継続しての補助金交付が必要であることから、要綱に期限を設けていないことを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第52号をご説明いただきました。 ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈吉岡教育次長〉

訂正をさせていただきます。先ほど、期限を設けないことと申し上げましたが、設ける ことになっていますので、訂正をさせていただきます。

〈野木委員〉

第3条の中には旅費等の10分の10の補助を出すとありますが、旅費というのは、例 えば、選手と役員がどこかへ行く、というものも含まれる旅費という捉え方でよいのか、 当事者だけなのか、そういう細かいことまではこの中ではわかりませんか。

〈土出社会教育課長〉

体育協会の活動の中に上部団体との兼ね合いがあります。その関係で上部団体への活動なり会議等の参加にかかる経費も体育協会の活動としています。ですから、これらにかかる旅費につきましては補助対象経費として要綱の中では定めていきたいと思っています。

〈野木委員〉

10分の10の補助金なので細かいことを聞かせてもらいますが、2,158万円を上限とするということで、昨年もそんなに変わらない金額とお聞きしました。この前、京丹後市の取り組みとしてスポーツ、体育で市民の健康を促進していくのだという大きな柱を打ち出されましたが、そういう柱がある中で、同じ補助金額を提案されるということで良いのか。補助金だけの問題ではないとは思いますが、そういう柱があるのであれば、この辺りをもっと膨らませても良いのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

ご指摘の、体育協会、スポーツ団体のスポーツ振興については、委員さんがおっしゃるとおり、現在、検討させていただいているところです。体育協会の活動につきましても、いろいろと支援をし、もっと体育協会の活動の充実を図っていきたいという思いは、体育協会も同じ思いを持っておられ、今、話し合いを進めているところですが、具体化し、事業費を使って、というところまでは行っていないので、それが具体化され、費用面のことが発生するようでしたら、この交付要綱を見直しさせていただいて、事業化していきたいと考えています。

それから、以前お話させていただいたかもしれませんが、体育協会の法人化についても

協議をさせていただいているところで、それによって、補助金の性質もずいぶん変わって くる可能性もありますので、その際にはまた見直しをかけさせていただきたいと思ってい ます。

〈野木委員〉

ありがとうございます。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

〈文珠委員〉

体育協会の収入は、教育委員会からの補助だけというふうに考えてよろしいですか。

〈吉岡教育次長〉

会員からの会費がありますので、体育協会の事業規模を報告させていただきます。

〈十出社会教育課長〉

体育協会の現在の活動につきましては、主に、市民向けのスポーツ事業の開催ですとか、 大会の支援、委託を受けた事業について具体的に計画立案し実施していく、という事業が 主な活動の内容になっています。

平成25年度の実績になりますが、体育協会の活動費につきましては全体で2,414万3千113円の決算になっています。

個人会員による会費は、平成25年度の決算で言いますと、4,663名が200円の会費を納入し、全体で93万2千600円となっています。

〈吉岡教育次長〉

今の活動費が全体の活動費なのですが、先ほど申し上げましたように市が出している補助金が2,100万ほどありますので、市の補助金が占める割合が大きい状況が続いているということです。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第52号「京丹後市体育協会運営補助金交付要綱の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

続きまして、議案第53号「京丹後市スポーツ少年団補助金交付要綱の制定について」 を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第53号「京丹後市スポーツ少年団補助金交付要綱の制定について」説明をさせていただきます。

前議案と同様の取組みを進める中、本市の青少年の心身ともに健全な発達を促進し、体力・運動能力の向上及び体育・スポーツの普及と振興を図ることを目的に、京丹後市スポーツ少年団に対し、補助金を交付するため、交付要綱を制定するものです。

従来、スポーツ少年団と青少年スポーツ教室、網野町ジュニアスポーツ協会は別々に活動しており、活動や予算執行の面からも一本化について指摘をされてきていましたが、27年度からスポーツ少年団として活動していただくこととなりました。加入団体は79団体、人数も約1,700人を見込んでいます。

要綱の内容について、説明させていただきます。

第1条で趣旨、第2条で補助対象事業、第3条で補助対象経費を定めています。第4条で補助金の額を定めていますが、補助対象経費の10分の10以内の額としています。

27年度予算は、439万円の補助金を計上しています。26年度までの指導員謝礼として1団体54,000円に事務費を一部加算し、これを根拠として積算していまして、その額を合わせて439万円の補助金としています。

施行期日は、承認いただきましたら本日告示を行い、27年度の補助金から適用することとしています。また、第2項で要綱の期限を設けています。この要綱についても、スポーツ推進審議会で意見聴取を行っていますことを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第53号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈文珠委員〉

京丹後市スポーツ少年団ということが、27年度から設置されてということをお伺いしました。補助金というのは各スポーツ少年団体が対象ではなく、それを大きく一括りにした「少年団」という団体に活動補助をするという考え方で良いですか。

〈吉岡教育次長〉

そのとおりです。市からスポーツ少年団全体に補助金を交付して、スポーツ少年団の中で各団体への仕分けがされることになるだろうと思います。

〈小松委員長〉

これについては上限等は何もないのですか。

〈吉岡教育次長〉

補助対象経費の積算はさせていただていますが、予算上では今まで支出したもの総枠を合計して、27年度は予算計上をさせていただいています。必要対象経費として必要なものについては今後増えてくる場合もあるかもわからないと思っていますし、団体数等が減ってくればまた減額になってくることもあるのではないかと思っています。

〈野木委員〉

最近、「キッズダンス」というようなダンスのグループがあります。現在、スポーツ少年 団に79団体が加入しているということですが、ダンスはスポーツという定義で79団体 の中に入っているのですか。

〈吉岡教育次長〉

今はないです。

〈野木委員〉

ダンスはどういう括りになるのですか。

〈吉岡教育次長〉

文化です。今活動していただいている中では、文化活動の組織の方に加わっていただいています。

〈野木委員〉

教育委員会としては、ダンスはスポーツに入るのか文化に入るのか、はっきりしたことは何も明記はされていないということですか。

〈松本総括指導主事〉

中学校の指導要領においては、ダンスは体育に入っています。

〈野木委員〉

なぜそういう質問をしたかと言うと、「少年団」という括りがちょっと不思議に思ったからです。これは教育委員会が決めることではないかもしれませんが、スポーツ少年団という「少年」だけか、というところから「ダンス」に考えがいきました。

〈吉岡教育次長〉

名称については「少年団」という形になっていまして、これは全国組織もあり、「少女」はついていない形になっています。京丹後市のスポーツ少年団の団長は、教育長になっています。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第53号「京丹後市スポーツ少年団補助金交付要綱の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

続きまして、議案第54号「京丹後市総合型地域スポーツクラブ活動補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第54号「京丹後市総合型地域スポーツクラブ活動補助金交付要綱の一部改正について」説明をさせていただきます。

地域住民の健康づくり及び活力ある地域づくりを推進する総合型地域スポーツクラブの 活動に対し補助金を交付しており、従来、補助対象となるクラブは各町域1クラブとし、 市域全域又は各町全域の住民を対象としたものとしていましたが、町域全域でなくても、 複数の区域を対象としたクラブも対象とすることとしたものです。

改正の内容について、説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条にクラブの要件を規定していますが、先ほど申し上げましたとおり複数の地域住 民を対象に加えることとします。

第3条に補助対象経費及び補助金の額を規定していますが、町域のスポーツクラブは従来どおり50万円を限度とし、複数の区域を対象としたスポーツクラブは10万円を限度とし、補助期間はスポーツクラブ設立後10年以内のうち3か年とします。

その他文言整理をしています。

施行期日は、承認いただきましたら本日告示を行い、27年度の補助金から適用することとしています。また、第2項で要綱の期限を設けています。この要綱についても、スポーツ推進審議会で意見聴取を行っていますことを申し添えます。

なお、この要綱改正に伴い、平成22年に設立した網野町三津、遊地区を対象として現在活動しています「三遊スポーツクラブ」が対象となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第54号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈文珠委員〉

補助対象の地域スポーツクラブは、要件として地域住民のための公共的な設立の目的があるということが、まず謳われているのですが、先ほど「三遊スポーツクラブ」というような具体的な例を示していただきましたが、実際どのような活動が地域住民のための公共的な設立目的なのかを教えてください。

〈吉岡教育次長〉

総合型地域スポーツクラブにつきましては、一般的なスポーツだけをするだけの団体ではなく、ボランティアや地域貢献も活動の中に入っています。大きな団体としては網野スポーツクラブと、久美浜スポーツクラブの2つがあり、ボランティア的なものや健康的なイベントをして、健診もしたり、網野スポーツクラブでしたら、体力テストや子どもたちを集めて体操教室をしたりというように、自分たちがスポーツをするだけではなく、地域住民も一緒になって活動をするクラブとして組織がされている団体です。ですから地域貢献的なことも一緒にやっていくスポーツクラブとなっています。

〈森委員〉

これは体育協会とは全く別のものという認識でよろしいでしょうか。

〈土出社会教育課長〉

このスポーツクラブの趣旨、活動につきましては、先ほど教育次長の方からもありましたが、体育協会の主たる目的は競技力の向上、競技の普及です。スポーツクラブにつきましては、総合型でいろんなスポーツ、多方面なスポーツ、それから住民のニーズに合ったスポーツを掴んでそれを実践していくということです。ですから競技スポーツだけではなく、歩こう会とか、地域住民のための健康づくりのための事業を展開していくことになりますので、地域のニーズに合わせた体力、健康づくりを進めていく団体ということで体育協会とはまた別の形になっています。

〈森委員〉

では具体的に先ほどの三遊スポーツクラブは今年からということですが、他にこのような団体はいくつぐらいあるのですか。

〈吉岡教育次長〉

要綱の説明にもふれさせていただきますが、今までは町に1つしかスポーツクラブを認めておらず、実際にあるのが網野町と久美浜町の2つしかありませんでした。これは町域を対象としたスポーツクラブです。それとは別に、三遊スポーツクラブは、網野町全体のスポーツクラブはどうしても中心部での活動が多くなってしまうために、自分たちも三津・遊地域でスポーツクラブを組織して活動したいということで、平成22年に設立をされています。その当時は、2つの町域だけではなく、他町域にもスポーツクラブを作っていきたいという施策を優先させていたために、こういう地域限定のスポーツクラブに対する補助金を制度化していませんでした。そこでスポーツクラブから、一定の支援をしてほしいという要望が以前からありましたので今回見直しをさせていただき、地域でもスポー

ツクラブの活動をする場合には補助金を出させていただくこととし、規模が小さいので補助金の額も少なくさせていただいているということです。今は三津・遊地域の三遊スポーツクラブしかありません。

スポーツ審議会でも、他の地域でももしできたらどうするのですかと質問がありましたが、内容を確認させていただいて、スポーツクラブの活動として認められるものであれば、また補助金を出すことも検討していきたいというふうに、他の組織ができた場合は考えさせていただきたいと思っています。今のところはありません。

〈森委員〉

わかりました。

〈小松委員長〉

補助の期間について、「スポーツクラブ設立後 10年の内 3 5年とする」というのは、107円の部分だけのことを言っているのか。507万の町域の部分については 3年なのか、そのあたりの条文が読み取れません。

〈吉岡教育次長〉

10年間に限定させていただいているのですが、もともとは設立を促すための補助金の形を取っていましたので、設立後3年間ということにしていたのですが、三遊スポーツクラブにつきましては設立していただいてから既に3年を過ぎている関係もあって、運営も大変だし頑張ってやりたいという思いもあるということで、一応3年間ということは維持をしながら、10年間だったら出そうという形にさせていただいています。

〈野木委員〉

スポーツクラブという捉え方として、自分たちが体力向上や健康推進をということでしていると思いますが、今の説明で、その地域の健康を促進するためにいろいろ活動されている部分に補助を出すのだということですが、それだったらボランティア団体という括りになってしまうのではないか。自分たちのスポーツもやりながら、地域の方々への普及活動もするのだということだと思うのです。この補助金というのは、その区分けがはっきりできるのかどうか。自分たちのスポーツを推進しているものと、地域の方々への普及活動と、予算と言いますかお金の使い道をはっきり分けて計上されているのか、その辺りがわかるのでしょうか。

〈吉岡教育次長〉

一緒になっていると思います。ただ、先ほど言いましたように実績報告書はいただきますので、その部分で、自分たちの活動だけしかやっていないようでしたら補助金は交付しません。ですから地域貢献があるものとして補助金を交付するという形にさせていただきたいと思います。

ちなみに昨年度の三遊スポーツクラブは、予算規模が46万ほどの活動を使っていますので、今回10万円ほど補助金を交付させていただいてもその10万円で終わるのではなく、自分たちの活動費も出しながらやっているという形になっていると思います。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第54号「京丹後市総合型地域スポーツクラブ活動補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

引き続きまして、追加議案ということで、議案が1件準備されております。

議案第55号「北前船フォーラムin舞鶴の開催に係る後援について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても教育次長から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第55号「北前船フォーラム in 舞鶴の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、北前船による流通・文化の交流が日本海沿岸に繁栄をもたらした歴史にスポットを当て、更なる観光資源として地域に根差したものになるよう、広域連携を立ち上げて全国に発信し、観光振興に寄与することを目的として立ち上げられた北前船広域ネットワークが、フォーラムを開催するものです。

事業内容としては、添付の事業計画書のとおり基調講演、パネルディスカッション等が 実施されます。

主催は北前船フォーラム in 舞鶴実行委員会、期日は平成27年5月10日、会場は舞鶴 西総合会館ほか、申請者は同会の会長でSKY舞鶴クラブ会長 吉武恭子氏となっていま す。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

議案第55号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

それではお諮りを致します。

議案第55号「北前船フォーラムin舞鶴の開催に係る後援について」につきまして、

原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

次に、報告議案が3件ございます。はじめに報告第1号「社会教育主事の任命について」 を議題としますので、説明をお願いします。

〈吉岡教育次長〉

報告議案が3件、追加報告議案が2件ありますが、人事案件ばかりですので、変更できるのでしたら5議案一括提案させていただけたらと思います。

〈小松委員長〉

よろしいでしょうか。

次に、報告議案が5件ございます。報告第1号「社会教育主事の任命について」、報告第2号「京丹後市立学校評議員の委嘱について」、報告第3号「京丹後市スクールガード・リーダーの委嘱について」、追加議案となっています報告第4号「京丹後市立学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」、報告第5号「京丹後市立幼稚園・保育所内科医、歯科医、薬剤師の委嘱について」を議題としますので、説明をお願いします。

〈米田教育長〉

教育次長の方から説明します。

〈吉岡教育次長〉

報告第1号「社会教育主事の任命について」説明させていただきます。

社会教育法第9条の2の規定に基づき、市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置くこととなっており、任命には一定の資格と業務経験が必要ですが、社会教育課三本主任については、昨年、社会教育主事講習を受講し、これらの要件に該当しますので、4月1日付で任命をさせていただくものです。

報告第2号「京丹後市立学校評議員の委嘱について」説明をさせていただきます。

学校評議員については、京丹後市立学校評議員設置規程第5条の規定により、校長の推薦を受けて教育委員会が委嘱することとなっておりますが、任期が1年となっていますので、平成27年度の評議員を別紙一覧表のとおり委嘱するものです。

評議員の人数は、学校ごとに5人以内となっています。 これにつきましては学校の推薦を受けて行うものです。

報告第3号「京丹後市スクールガード・リーダーの委嘱について」説明をさせていただ

きます。

「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」に係るスクールガード・リーダー(地域学校安全指導員)設置要項に基づき、教育長は防犯について専門的知識を有する者をスクールガード・リーダーに委嘱することとしているため、本年度のスクールガード・リーダーを別紙名簿のとおり委嘱することとしましたので、報告します。

なお、メンバーは別紙名簿のとおりですが、5名全員を再任します。任期は、4月1日から平成28年3月31日までです。

報告第4号「京丹後市学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」説明をさせて いただきます。

学校医、学校歯科医、学校薬剤師については、学校保健安全法第23条第1項から第3号の規定で学校に置くこととされ、医師、歯科医、薬剤師のうちから任命又は委嘱することとされているため、平成27年4月1日付で別紙一覧のとおり委嘱しましたので、報告させていただきます。任期は、平成28年3月31日までの1年間です。

これらにつきましては、例年、医師会の推薦を受けて行うものです。

報告第5号「京丹後市立幼稚園・保育所内科医、歯科医、薬剤師の委嘱について」説明をさせていただきます。

前報告と同様に幼稚園に置くこととされている学校医、学校歯科医、学校薬剤師、及び厚生省令「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第1項の規定による保育所嘱託医について、平成27年4月1日付で別紙一覧のとおり委嘱しましたので、報告させていただきます。任期は、平成28年3月31日までです。

これについても、例年、医師会の推薦を受けて行うものです。

これらの5議案について、すべて人事案件ですので、事前に審議をいただくものですが、 各団体等から推薦をいただいたものもありますので、それを待っての推薦とさせていただ き、任命とさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈小松委員長〉

ただ今、報告第1号から第5号までをご説明いただきました。 ご質問等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

質問なし。

〈小松委員長〉

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。 続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。

(1) 諸報告

〈教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」に係る3月期承認について
- (2) 各課報告

〈学校教育課〉

① 4月学校行事予定について

〈社会教育課〉

① 平成27年度京丹後市高齢者大学開講式について

〈指導室〉

① 平成27年度教職員人事異動の概要について

〈小松委員長〉

全体を通して、何かご質問がありますか。

〈小松委員長〉

以上で第8回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

〈閉会 午後5時25分〉

[5月定例会 平成27年5月7日(木) 午後3時00分から]